平成２３年（フ）第１６３号
群馬県高崎市貝沢町731番地５
債務者　佐竹　宏好
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９５号
埼玉県深谷市宿根557番地３
債務者　野村　　優
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７８号
千葉県山武市木原1916番地15
債務者　山田　洋子（旧姓安座間）
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
千葉県銚子市唐子町27番地の29
債務者　大明惣一郎
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４号
相模原市中央区光が丘２丁目23番12号　サンライズＧ201
債務者　五十嵐洋人
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３８号
相模原市中央区相模原４丁目９番12―802号
債務者　保川　和子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５８号
相模原市緑区橋本７丁目２番６号　スガヤハイツ103
債務者　中村　信夫
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７１号
相模原市南区相模大野５丁目17番26号　太洋ビル401
債務者　渡邉　孝義
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８０号
相模原市南区麻溝台８丁目14番７号　つばきハイツ101
債務者　中村　和子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８１号
相模原市中央区矢部新町１番４―501号
債務者　横山　　敏
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８２号
相模原市緑区中野1661番地４　オーキッドハウス201
債務者　中嶋　英貴
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８３号
相模原市南区相模台２丁目16番17号
債務者　川嶋　正夫
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８７号
相模原市南区新磯野３丁目６番１号　ガーデンハイム102
債務者　田路　里織
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３号
京都府舞鶴市清美が丘４番地６―415号
債務者　奥村　博己
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地23
債務者　広瀬　千津
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1968番地105、前住所千葉県船橋市南三咲１丁目26番９号ガーデンハイツＡ―102号
債務者　鈴木　悠子
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
神奈川県秦野市堀西127番地の23
債務者　ウジイエ　セナイダ　ロハス
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４０号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の14　ロイヤルメゾン高森401号
債務者　山本　律子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部